

## 令和8年度 神奈川県立平塚湘風高等学校不祥事ゼロプログラム

県立平塚湘風高等学校長

神奈川県立平塚湘風高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立平塚湘風高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭がこれを補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 総括教諭は、校長、副校長、教頭を補佐し、これを推進する。

### 2 目標及び行動計画

#### (1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

##### ① 目標

教育公務員として公務に携わることを自覚し、法令を遵守し、公務・公務外を問わず県民から信頼される行動をとる。

##### ② 行動計画

- 校内研修を行い、公務員としての自覚とモラルの向上、法令遵守、不祥事の発生原因となる行為及び県民の誤解や不信を招く恐れのある行為についての認識を深める。
- 職員相互のコミュニケーションを大事にし、風通しの良い職場づくりを推進する。

#### (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

##### ① 目標

職場のハラスメント行為等の発生を未然に防止する。

##### ② 行動計画

- 全職員を対象にハラスメント研修会を実施する。
- 職員に対するハラスメント行為等が発生しないように意識啓発を図る。
- 基本となる人権・人格の保護意識の涵養を図る。

#### (3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

##### ① 目標

生徒の人権を尊重した指導を徹底するとともに、わいせつ・セクハラ行為等の発生を未然に防止する。

##### ② 行動計画

- 全職員を対象にセクハラ研修会を実施する。
- 生徒に対するセクハラ・わいせつ行為等が発生しないように意識啓発を図る。
- 基本となる人権・人格の保護意識の涵養を図る。

#### (4) 体罰、不適切な指導の防止

##### ① 目標

生徒の人権を尊重した指導を徹底するとともに、生徒に対する体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。

##### ② 行動計画

- 新聞記事や神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料等を活用し、職員の意識啓発を図る。
- 授業、部活動等の様々な場面で体罰や不適切な指導が発生しないように複数職員による対応や情報の共有化を徹底する。

#### (5) 入学者選抜、成績処理・進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

① 目標

教育公務員として業務を適正に執行し、間違いや事故のない業務の遂行をする。

② 行動計画

○成績処理業務、進路関係書類の作成及び点検業務の体制を確立することで、間違いや事故を起こさないようにする。

○採点、データ入力等の確認・点検体制を確立し、緊張感をもちながらも落ち着いて丁寧に業務を遂行することができるスケジュール管理を行う。

(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

① 目標

個人情報の流出・漏洩を未然に防止し、個人情報の適正な管理・取扱いを厳守する。

② 行動計画

○個人情報保護に係る研修等を実施し、「個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策」について職員の理解を深める。

○情報媒体の管理を徹底するとともに、携帯電話やメール等における個人情報保護意識を涵養する。

○紙媒体による個人情報についての事後処理を適正に行う。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

① 目標

交通事故の発生を未然に防止するとともに、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。

② 行動計画

○交通法規に則った安全な交通手段の利用を徹底する。

○飲酒を伴う会合には自家用車で参加しないことを、また、参加した場合には絶対に飲酒しないことを徹底する。

(8) 業務執行体制の適正化（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

① 目標

教育公務員として業務を適正に執行し、県民の要請・期待に応える。

② 行動計画

○外部への配付文書、調査書や生徒指導要録、定期試験等の校内点検業務体制を確立するとともに、複数職員で点検・確認することを徹底し、間違いや事故を起こさないようにする。

○丁寧な窓口・電話対応等を実践するとともに、保護者への適切な対応を徹底する。

(9) 財務事務等の適正執行

① 目標

公費・私費会計の徴収・執行及び職場内の現金管理等に関する不祥事を未然に防止する。

② 行動計画

○会計の執行に関する研修会等を実施する。

○備品の現物照合を行う。

○私費会計を対象に中間会計監査を実施する。

3 検証

(1) 第1回検証 2に規定する行動計画について、令和8年12月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和9年1月中に補完措置を講ずる。

(2) 最終検証 2に規定する行動計画について、令和8年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめるうえ、次年度のプログラムに反映させる。